

令和7年度入学予定者
学生（学部生） 各位

富山大学奨学担当

令和7年度以降における多子世帯の大学等の授業料等無償化

及び高等教育の修学支援新制度の学業要件について

日本学生支援機構奨学金に関し、令和7年度から実施される改正についてご案内いたします。

●多子世帯の大学等授業料等無償化について

令和7年度から、多子世帯（扶養する子どもが3人以上の世帯）の大学等の授業料等無償化が開始されます。多子世帯の対象となる方は、所得制限なく、授業料等の減免を受けることができます。

具体的な申込方法や必要な手続等は、現時点で発表されておりません。申請方法の詳細については、令和7年3月下旬頃、本学HPにて公開予定です。

・申請方法

（在学生）

日本学生支援機構奨学金の令和7年度在学採用で給付奨学金に申し込んでいただく予定です。

※自動的に減免されるわけではございませんので、ご注意ください。

既に給付奨学金を受けている学生については、別途ヘルプシステムで通知いたしますので、適宜確認してください。

（令和7年度新入生）

日本学生支援機構奨学金の給付奨学金を申し込んでいただく予定です。主に進学後の手続きとなりますので、詳細については令和7年3月下旬頃、本学HPにて公開予定です。

（参考）文部科学省

[【更新版】令和7年度からの多子世帯の大学等の授業料等減免について（概要）](#)

[令和7年度からの奨学金制度の改正（多子世帯の大学等の授業料等無償化）に係るFAQ](#)

●対象学生に係る学業要件の適正化

令和7年度より、学生等の学修意欲を喚起する観点から、支援継続に係る学業要件の見直しが行われます。なお、多子世帯で授業料無償化となる学生についても、年度末に学業要件を満たす必要があります。

※詳細は下記参考資料を参照してください。

（参考）文部科学省

[高等教育の修学支援新制度：文部科学省](#)